



Title	国連憲章第103条と国際人権法：欧州人権裁判所における近時の動向
Author(s)	加藤， 陽
Citation	国際公共政策研究. 2013, 18(1), p. 163-179
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/50278
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

国連憲章第103条と国際人権法
— 欧州人権裁判所における近時の動向 —

Article 103 of the UN Charter and
International Human Rights Law:

Recent Development before the European Court of Human Rights

加藤 陽*

Akira KATO*

Abstract

Do obligations under the UN Charter prevail over international human rights law by virtue of Article 103 of that Charter? This problem was argued in international precedents, such as the *Kadi* case at the Court of Justice of the European Communities and the *Sayadi* case at the Human Rights Committee. This paper mainly deals with recent development in cases before the European Court of Human Rights, namely the *Al-Jedda* judgment and the *Nada* judgment. These judgments deserve a careful examination because the Court has taken a different approach from the previous precedents.

キーワード：第103条、国連憲章、集団安全保障、国際人権法、欧州人権裁判所

Keywords : Article 103, Charter of the United Nations, Collective Security, International Human Rights Law, European Court of Human Rights

* 近畿大学法学部講師

はじめに

国連憲章第103条は、国連憲章に基く義務と他の国際協定に基く義務が抵触した場合、前者が優先すると定めている。同条は、抵触した他の協定を無効にすることまで規定しているわけではなく、抵触の場合には国連憲章に基く義務が優先的に実施されることを定めているにすぎない。しかし、この条文により、憲章義務は、国連憲章の前に成立した国際協定に対してのみならず、後に成立した国際協定に対しても優先する。さらに、国連安全保障理事会が強制措置を実施するにあたって憲章第25条に基き行う決定から生じる義務も、「この憲章に基く義務」として第103条により他の協定に優先する¹⁾。

このような形で国連憲章の優位を明確に示す第103条は、国連憲章を国際社会における憲法と位置づける国際憲法論（国際立憲主義論）にとって重要な意味を持つとされているが、現在の国際社会の実践において同条が全面的に受け入れられているかという点、決してそうではないことは周知の通りであろう。この問題は、国際人権法との関係において生じている。国連安保理の強制措置が冷戦後の活動において多機能化し、国連憲章第7章下の活動の影響が個人におよぶ局面が増えたため、強制措置と国際人権諸条約の抵触の問題が関連諸機関において争われるようになった²⁾。そのような事例において、憲章義務は第103条により国際人権諸条約に優先するという判断はなされず、同条の適用は回避ないし否定されてきた。具体的には、欧州司法裁判所のカディ事件や自由権規約委員会のサヤディ事件などがその例としてあげられる。国際人権規範の国際立憲規範化も語られる中で³⁾、国際人権法に対する第103条の優先は易々とは認められていない。

このような趨勢の中で、欧州人権条約の適用解釈を任務とする欧州人権裁判所において、国連憲章第103条による国連安保理の強制措置の優先と欧州人権条約との関係が問題となった事例が立て続けに扱われた。アル・ジェッダ事件とナダ事件である。同裁判所は、これらの事件において、上述の関連事例とは異なった論法で欧州人権条約と国連憲章第103条の関係を処理しており、注目に値する。そこで、本稿は、国際人権法に対する第103条の優先に関する考察の一部として、欧州人権裁判所のアル・ジェッダ事件判決とナダ事件判決の検討を行う。以下「Ⅰ」では、これまでの動向として、カディ事件とサヤディ事件を簡単に確認する。次いで「Ⅱ」ではアル・ジェッダ事件、「Ⅲ」ではナダ事件をそれぞれ扱い、最後に両判決の検討を踏まえて欧州人権裁判所が採用した手法につい

1) 国連憲章第103条の法構造を安保理の強制措置の実施という観点から検討したものととして、加藤陽「国連憲章第103条の法構造 (1) (2・完)」『国際公共政策研究』第16号2巻(2012年)121-134頁、第17巻1項(2012年)87頁-100頁。

2) 第103条（または国連の強制措置）と国際人権法の関係を扱った文献は多数存在するが、参照した主な文献として、薬師寺公夫「国連憲章第103条の憲章義務の優先と人権条約上の義務の遵守に関する覚え書き」芹田健太郎、戸波江二、棟居快行、薬師寺公夫、坂元茂樹編『講座国際人権法4 国際人権法の国際的実施』（信山社、2011年）7-42頁；小畑郁「個人に対する国連安保理の強制措置と人権法によるその統制——アルカイダ・タリバン制裁をめぐる最近の動向——」『国際問題』592号（2010年）5-15頁；M. Milanović, "Norm Conflict in International Law: Whither Human Rights?", *Duke Journal of Comparative & International Law*, Vol.20 (2009), pp.69-131; A. Tzanakopoulos, "Collective Security and Human Rights", in E. de Wet and J. Vidmar (eds.), *Hierarchy in International Law: The Place of Human Rights* (Oxford U.P., 2012), pp.42-70; D. Hayim, "L'article 103 de la chartre des nations unies: Technique juridique ou instrument symbolique?", *Revue belge de droit international*, Vol.44 (2011), pp.125-169.

3) 薬師寺公夫「国際人権法の現代的意義——「世界法」としての人権法の可能性？——」『世界法年報』第29号（2010年）1-49頁。

て分析する。

I 国連憲章第103条と国際人権法の関係に関するこれまでの諸事例

(1) 国際法秩序と共同体法秩序の2元論——カディ事件——

1999年10月、アフガニスタンのタリバン政権に対する制裁を定めた国連安保理決議1267（1999）の実施のためにEUにおいて理事会規則337/2000が制定され、タリバン政権について航空機の離着陸禁止や資産凍結が実施された。さらに、安保理決議1333（2000）とこれを受けた理事会規則467/2001により制裁強化がなされた。サウジアラビア国民のカディの名前が安保理制裁委員会により作成された措置対象リストに2001年に掲載されたため、同年、理事会規則467/2001の措置対象リストにもその名前が掲載された。カディは、関連規則が聴聞を受ける権利など共同体における基本権を侵害しているとして、その取消しを求めて提訴を行った。

2005年の第1審裁判所判決は、関連規則の内部的合法性を審査することは、かかる規則の実施の対象とされている安保理決議を間接的に審査することを意味するが、このような審査は、国連加盟国が安保理の決定に従うことを定めた国連憲章第25条や憲章の優先を定めた第103条、EC条約の諸規定に反するとして⁴⁾、カディの主張を退けた。

これに対し、欧州司法裁判所大法廷は以下のような判断を下し、基本権の侵害を認めた⁵⁾。EC条約は完結した法的救済システムを構築しており、ECの裁判所はEC諸機関の行為の合法性を審査することができる。国際協定一般は、共同体の法システムの自律性に影響を与えることはできない（paras.281-282）。国際協定によって課された義務は、すべての共同体の行為が基本権を尊重しなければならないという原則を含むEC条約の憲法的諸原則を害する効果を持ちえない。基本権の尊重は共同体の行為の適法性の条件であり、この適法性はEC条約により創設された完結したシステムにおいてEC裁判所が審査する（paras.283-285）。

もっとも、このような審査は、国際協定の実施を目的とする共同体の行為に対し行われるのであって、国際協定自体に対して行われるのではない。国連安保理決議の実施を目的とする共同体の措置が共同体の法秩序における高次の法に反していたと共同体の司法部が判断したとしても、それは、国際法における当該決議の優位に対する挑戦を含意するわけではない（paras.286-288）。共同体は、その権限を行使するにあたって国際法を遵守しなければならず、安保理決議を実施する場合、共同体は関連決議の用語および目的と国連憲章の関連義務とに適切に配慮しなければならない（paras.291-297）。

4) Yassin Abdullah Kadi v. Council of the European Union and Commission of the European Communities, Case T-315/01, Judgment of the Court of First Instance (Second Chamber, Extended Composition), 21 September 2005, paras.215-225. もっとも、国際法の高次の規則である強行規範との関連で安保理決議を間接的に審査する権限を有するが、そのような観点からの基本権の侵害は存在しないとした。Ibid., paras.226 et seq.

5) Yassin Abdullah Kadi and Al Barakaat International Foundation v. Council of the European Union and Commission of the European Communities, Joint Cases C-402/05 P and C-415/05 P, Judgment of the Court of Justice of the European Communities (Grand Chamber), 3 September 2008. なお、本稿以下では、解説する判決（見解）のパラグラフ番号や頁数は主に本文の括弧内に表記する。

しかし、国連憲章は、安保理決議の実施について特定の方法を選択する義務を課しておらず、決議を国内法秩序へ組み入れるにあたって様々な手段の中から選択する自由を加盟国に認めている。したがって、国連安保理決議を実施することが措置の目的であるために「争われている規則の内部的適法性の司法審査が排除されるというのは、国際連合における国際法秩序を規律する諸原則の帰結ではない」(paras.298-299)。さらに、国連憲章上の義務は国際法レベルにおいて優位するという原則のコロラリーとして、共同体の措置が裁判所の管轄権から免除されるということも、EC条約において根拠をもたない。一定の条件の下で締結された諸協定は共同体の機関と構成国を拘束すると定めるEC条約第300条7項が国連憲章に適用可能であるとすれば、国連憲章は共同体の2次法に優位すると考えることができるが、共同体法レベルにおいて、この優位は1次法、とりわけ基本権を含む一般原則にはおよばない (paras.300-308)。したがって、共同体の司法部は、すべての共同体の行為の適法性を基本権に照らして全面的に審査しなければならない (para.326)。

第1審裁判所が、国際法と共同体法を一元的に理解しつつ、国連憲章第103条などから審査権限を限定的にとらえたのに対し、欧州司法裁判所は、共同体法の自律性から規則への審査を肯定し、基本権の侵害を認定した。判決が明示的に指摘するように、国際法における安保理決議の優位が否定されたわけではないが、共同体法の自律性が強調されることにより、他の国際協定に対する優先を定めた国連憲章第103条の影響力は判決において遮断される結果となっている。このような論法は国際法秩序と共同体法秩序の2元論であるとされる⁶⁾。

(2) 国連憲章第103条の「回避」—— サヤディ事件 ——

安保理決議1267(1999)、1333(2000)等と、これらの決議を受けてEUで採択された理事会規則881/2002に基き、2002年9月、ベルギー国民サヤディとビィンクに対し刑事捜査が開始された。通報者の名前は安保理決議の制裁対象リストに2003年1月23日に掲載された。これらの国際法、共同体法を実施するためにとられたベルギーの国内措置によって、通報者の移動の自由が制限され、資産が凍結された。そこで、彼らは移動の自由について規定する自由権規約第12条における権利などの侵害を主張し、自由権規約委員会に通報を行った⁷⁾。

ベルギーは次のように主張した。国連憲章第103条は、憲章義務と抵触する義務の不履行を認めているだけでなく、憲章と他の国際的義務が抵触した場合に憲章および安保理決定への遵守を求めている。したがって、諸国は下位の義務の不履行から生じる責任から免れるのであって、憲章上の義務を実施する国連加盟国は自由権規約に基く責任を負わない (p.20)。

これに対し、自由権規約委員会は以下の見解を示した。規約第46条は、「この規約のいかなる規定も、この規約に規定されている事項につき、国際連合の諸機関」の任務を定めている国連憲章の「規

6) 薬師寺「前掲論文」(注2)32頁; Milanović, *supra* note 2, p.102.

7) Nabil Sayadi and Patricia Vinck v. Belgium (Communication No.1472/2006), Views of the Human Rights Committee, 22 October 2008, UN Doc.CCPR/C/94/D/1472/2006. 第12条の他に、公正な裁判を受ける権利を定める第14条、私生活等の尊重を定める第17条なども扱われているが、本稿では省略する。

定の適用を妨げるものと解してはならない」と定めているが、本件は安保理決議の実施のために締約国がとった国内措置と規約との両立性に関わるものであるから、第46条は本件において関連性を持たない (p.22)。

次に規約第12条の違反に関連して、安保理の措置対象リストに掲載された者に対する移動制限は、規約締約国を拘束する安保理決議に規定されたものであるが、「委員会は、国連安全保障理事会の決議を実施するためにとられた国内措置と規約の両立性を検討する権限を有する」 (p.23)。安保理決議を遵守する義務は、規約第12条3項にいう、「国の安全、公の秩序」などを保護するために必要とされる制限に該当する可能性がある。しかし、通報者の名前は、通報者に対し聴聞が実施される前にベルギーによって制裁委員会に通知されており、ベルギーはリストから名前を削除する権限を持たないとしてもリストへの掲載と移動の制限について責任を負う。リスト掲載後の2005年に通報者に対する捜査が打ち切られたことから、ベルギーの措置は規約第12条3項によって正当化されない。したがって、規約第12条の違反が存在する (pp.23-24)。

規約第46条に関する検討や、第12条の違反に関連して委員会の審査権を肯定した議論は、ベルギーの主張に委員会が答えたものであると解釈することもできるが、委員会の見解において国連憲章第103条は明示的に言及されていない。このことは、どのような意味を持つのであろうか。Shearer委員の意見は、委員会は自由権規約と国連憲章を同等 (on a par) と考え前者が後者に従属するとみなしていないとするが (p.32)、Rodley委員の意見によれば、委員会のアプローチは、自由権規約の観点からの分析に限定されたものであって、安保理決議との抵触の可能性について直接取り組んでいない。抵触が存在する場合の法的帰結についての判断は他者に委ねられている (p.36)。このように、委員の間でも、委員会の見解における第103条の位置づけについてはやや見方が異なっているようである。

岩沢委員の意見は、本稿の検討にとって特に重要な意味を持つものであり、次のように主張している。本件の見解のような形で「委員会が憲章第103条によって提起された問題を回避する (sidestep) べきであるとは思われない」。国連憲章第24条は、安保理が国連の目的・原則に従って行動しなければならないとしており、憲章第1条3項、第55条(c)は人権の尊重を助長奨励することが国連の目的の1つであると規定している。第25条も加盟国は安保理決定を憲章に従って履行すると定めている。規約締約国は、安保理決議を実施する場合であっても可能な最大限の範囲において規約上の義務を遵守しなければならない (pp.34-35)。前述のRodley意見も、憲章第1条3項などから、安保理はその決議に基きとられる行動が人権を侵害することを意図していないという推定」が存在すると述べている (p.36)。国連の目的を定める憲章規定に依拠し規範の調和を導出するこのような解釈の手法は、以下で検討する欧州人権裁判所の判決に取り入れられることとなった。

Ⅱ アル・ジェッダ事件における国連憲章と欧州人権条約

(1) 事実経緯と英国貴族院判決

本件の事実経緯や英国貴族院判決についてはすでに多くの論考が存在するため、ここでは簡潔な解説にとどめ、欧州人権裁判所判決の分析に移ることにしたい⁸⁾。2003年のイラク戦争後、イラク統治に関連して採択された国連安保理決議1511(2003)および決議1546(2004)は、多国籍軍に対し、イラクにおける安全と安定の維持のために必要なすべての措置の授權を行った。決議1546の本文第10項は「……イラクにおける安全と安定の維持に寄与するために、この決議に附属する書簡に従い必要なすべての措置をとる権限を多国籍軍が有することを決定する」と規定している。テロリスト集団の構成員であるとの疑いから、安保理の授權に基き英国により拘禁されたアル・ジェッダは、この拘禁措置が欧州人権条約第5条に違反するとして、1998年の英国人権法により英国の国内裁判所へ訴え、その後英国貴族院に上訴を行った。

欧州人権条約第5条1項は「すべての者は、身体的自由及び安全についての権利を有する。何人も、次の場合において、かつ、法律で定める手続に基づく場合を除くほか、その自由を奪われない」と規定し⁹⁾、この「次の場合」として、(a)から(f)項において、有罪判決後の合法的な抑留や教育上の監督のための抑留など、権利が制約される事由を限定列举している。本件でなされたアル・ジェッダに対する拘禁は(a)から(f)のいずれにも該当しない。したがって、英国の拘禁措置の根拠である安保理の授權が国連憲章第103条により欧州人権条約に優先するのかが本件における焦点の1つである。

英国貴族院は、拘禁措置が英国に帰属すると認め、安保理の授權に対する国連憲章第103条の適用を肯定した¹⁰⁾。授權に対する第103条の適用については、同条は国連憲章上の「義務」の優先を規定しており、加盟国に一定の行動を許容するにすぎず厳密な意味で義務を課してはいない授權に第103条が適用されるかどうかという問題が提起されたが¹¹⁾、貴族院の判決において主な役割を果たしたBingham判事は、集団安全保障の実効性を確保する必要性などを根拠に同条の適用を肯定した(paras.32-34)。その上で第103条の優先の対象について次のように述べた。「人権文書としての欧州人権条約の特別な性格(special character)がしばしば強調されてきた。しかし、第103条は「他のいずれかの国際協定」に言及しており、これは「優先の」例外となるカテゴリーの余地を残しておら

8) 国連憲章第7章の下で採択された安保理決議820(1993)を実施するEC規則990/93に基きアイルランドが行った航空機の没収が、欧州人権条約第1議定書第1条に違反するとして争われたボスフォラス事件において、欧州人権裁判所は、実体的保障とその遵守のためのメカニズムの双方について、人権条約が提供するものと同等の方法によって関連する国際機構が基本権を保護すると考えられる限りにおいて、国際的義務に従って取られた国家の行為は正当化されるとした。いわゆる同等の保護理論である。Case of Bosphorus Hava Yollari Turizm ve Ticaret Anonim Şirketi v. Ireland (Application no.45036/98), European Court of Human Rights, Grand Chamber, Judgment, 30 June 2005, para.155. 以下の判例において、欧州人権裁判所はこの理論を採用していない。

9) 欧州人権条約の訳は田中則夫、葉師寺公夫、坂元茂樹編集代表『ベーシック条約集(2013)』(東信堂、2013年)250-256頁。

10) R (on the application of Al-Jedda) v. Secretary of State for Defence, House of Lords, Opinions of Appeal for Judgment in the Cause, 12 December 2007, [2007] UKHL 58.

11) この問題を論じたものに、加藤陽「国連安保理による「授權」に対する国連憲章第103条の適用——アル・ジェッダ事件を契機として——」『近畿大学法学』第61巻1号(近刊)。

ず、このことは有力な見解においてコンセンサスがあるように思われる」(para.35)。したがって、授權に基く義務は第103条に基き欧州人権条約第5条に優先する(para.39)¹²⁾。その他の判事も基本的にはBingham判事のこのような議論に沿った見解を表明している¹³⁾。上記の引用に示されているように、第103条の優先の対象はすべての国際協定であるという理解は一般的にとられており、このことは欧州人権裁判所の姿勢を検討するにあたって重要な前提であると考えられる。

(2) 欧州人権裁判所判決

① 英国の拘禁措置の帰属

2008年6月、アル・ジェッダは欧州人権裁判所に申立を行い、2011年7月に大法廷による判決が下された¹⁴⁾。まず、アル・ジェッダへの拘禁措置の帰属について、裁判所は、国連憲章や他の国際的文書を検討するにあたっての前提を確認している。欧州人権条約の「基礎をなす諸原則を〔他の国際的諸規範から〕隔絶した状態で解釈し適用することはできず、裁判所は国際法の関連規則を考慮に入れなければならない」(para.76)。多国籍軍に対し授權を行った決議1511採択以降も、安保理に対して多国籍軍の活動に関する報告を行うことが米国に要請されていたものの、国連はいかなる支配も連合暫定当局(CPA)におよぼしておらず、国連事務総長と国連イラク支援ミッション(UNAMI)は、多国籍軍が用いる拘禁に関して繰り返し抗議を行っていた(paras.77-83)。アル・ジェッダへの拘禁は、英国の排他的な管理の下にあった施設で行われたのであり、アル・ジェッダは英国の権能と支配の下に存在していたことから、拘禁行為は英国へ帰属する。したがって申立人は、欧州人権条約第1条にいう英国の「管轄内」にあった(paras.83-86)。

② 国連憲章第103条の優先と欧州人権条約第5条1項

拘禁措置が英国に帰属するとすれば、その拘禁の根拠となった安保理決議に規定された授權が、憲章第103条により、欧州人権条約第5条1項に優先するかどうかを判断しなければならないが、裁判所は、第103条の適用を検討する前に、安保理決議1546と欧州人権条約第5条1項における義務が抵触しているのかどうかを、以下の通り検討した。

裁判所は、アル・ジェッダに対する拘禁措置の根拠となった決議1546を解釈するにあたって、国連が創設された目的を考慮しなければならない。国連憲章第1条1項は、国連の目的として国際の平和および安全の維持をあげており、同条第3項は「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」も国連の目的であると規定している。安保理の活動に関する規定をみると、憲章第24条2項によれば、安保理は国際の平和および安全の維持に関す

12) もっとも、英国の拘禁措置がそのような拘禁に固有に必要な限度を超えて欧州人権条約第5条に基く権利を侵害してはならないとされた。paras.37-39.

13) Lord Rodger of Earlsferry, *Al-Jedda UKHL Decision*, paras.114-118; Lord Carswell, *ibid.*, paras.131-136; Lord Brown of Eaton-Under-Heywood, *ibid.*, paras.150-152. ただし、Hale判事は、「長期におよぶ(prolonged)拘禁がなぜ必要であったのかは一見して明らかでない」とし、やや消極的な立場をとっていると思われる。Baroness Hale of Richmond, *ibid.*, paras.125-129.

14) *Case of Al-Jedda v. The United Kingdom* (Application no.27021/08), European Court of Human Rights, Grand Chamber, Judgment, 7 July 2011. 本裁判所判決を分析したものに、M. Milanović, "Al-Skeini and Al-Jedda in Strasbourg", *European Journal of International Law*, Vol.23 (2012), pp.136-138.

る主要な責任に基く義務を果すにあたって、「国際連合の目的及び原則に従って行動しなければならない」のである。これらの規定を考慮すると、安保理決議の解釈においては、「安全保障理事会は人権の基本的諸原則に違反する義務を加盟国に課す意図を有していないという推定 (presumption)」が存在する。この推定の意味するところについて、裁判所は以下のように指摘している (paras. 101-102)。

「安全保障理事会決議に曖昧な文言があれば、裁判所は、欧州人権条約の義務と最も調和し、かつ、義務の抵触を回避する解釈を選択しなければならない。人権を尊重するように助長奨励することについての国際連合の重要な役割に照らすと、安全保障理事会が国際人権法に基く義務と抵触する特定の措置をとることを国家に求めるのであれば、明瞭かつ明示的な (clear and explicit) 文言が用いられることが考えられる。」

裁判所は、一般的な観点から定式化したこの推定の論理を本件に適用した。決議1546において用いられた文言は、国連安保理が、司法的保障などのない無期限の拘禁措置を使用する義務を、多国籍軍を構成する加盟国に対して課す意図を有していたことを明白に示しているわけではない。決議1546の用語は多国籍軍を構成する加盟国に対し、目的達成のための手段の選択を委ねており、さらに、その前文においては、国際法に従って行動するというすべての軍のコミットメントが留意されている。欧州人権条約もここでいう「国際法」の一部を形成することは明らかである。したがって、「安全保障理事会は多国籍軍を構成する国家に対し、国際人権法に基く義務に従いつつイラクにおける安全の維持へ貢献することを求めているという推定が存在する」(para. 105)。

決議1546を受けて事務総長が安保理へ行った報告においては、多国籍軍によって用いられていた拘禁措置の規模は人権上の懸念事項であると指摘されており、同じく人権状況について定期的に報告を行った UNAMI も、無期限の拘禁措置を受ける者が非常に多いことに繰り返し懸念を表明していた。決議1546が拘禁措置を使用することを加盟国に対し義務づけていたという議論は、拘禁に対するこれらの異議と一致しない (para. 106)¹⁵⁾。以上の検討から、決議1546やその他の安保理決議は英国に無期限の拘禁を行うことを求めておらず、国連憲章に基く英国の義務と欧州人権条約に基く義務との間に抵触は存在しないため、アル・ジェッダの拘禁は人権条約第5条1項の違反を構成する (paras. 109-110)。

唯一反対意見を表明した Poalelungi 裁判官は、以下の反論を行っている。欧州人権裁判所判決は、安保理が拘禁措置の使用を加盟国に授権したことを決議1546は十分明瞭に示していないと述べている。しかし、平和維持のために軍が用いるすべての措置をあらかじめ詳細に規定することを安保理に期待するのは非現実的であり、決議1546に附属する米国国務長官の書簡は、拘禁措置の使用を明示的に指摘しているのである。国連加盟国は、必要な場合には、個人の拘禁を継続することを授権

15) なお、武力紛争法との関連での法的地位について、裁判所は、国際人道法上、拘禁措置の使用は占領国の義務ではなく最後の手段であるとして、英国の主張を退けた (para. 107)。

されていた。したがって、安保理決議の授權に基く英国の拘禁義務は欧州人権条約第5条1項に優先する¹⁶⁾。

確かに、決議に附属する書簡には多国籍軍のとり措置として拘禁を用いることがわざわざ明示されていたのであって、国連憲章の目的規定を考慮することにより拘禁措置をあえて授權の範囲から除外し、安保理決議と人権条約の調和的解釈を行うのは無理があるといえなくはない。しかし、第103条の適用を回避し人権条約を防衛するためには、このような解釈をとるのが最良であると判断されたと思われる。アル・ジェッダ事件判決において展開されたこの推定的調和の法理は、およそ1年後に下されたナダ事件判決で再び取り上げられることとなった。

Ⅲ ナダ事件における国連憲章と欧州人権条約

(1) 事実経緯とスイス連邦裁判所判決

本件の申立人であるナダはイタリアとエジプトの国籍を有しており、イタリアのロンバルディア州コモ県に属するカンピオーネ・ディターリアで生活を送っていた。同地域は1.6平方キロメートルの飛び領土であり、スイスのティチーノ州に囲まれている¹⁷⁾。

安保理決議1267(1999)および1333(2000)を受けて、2000年10月、スイス連邦参事会は、決議を実施するためにタリバン令(Taliban Ordinance/l'ordonnance sur les Taliban)の制定および改正を行い、安保理決議の対象であった個人のスイスへの入国および同国の通過を禁止した。

2001年10月、スイス連邦検察官が申立人について捜査を開始し、11月9日には申立人が安保理の制裁委員会の措置対象リストに追加されたため、申立人の名前がタリバン令に附属する措置対象リストにも掲載された。2002年1月16日、安保理決議1390(2002)が採択され、措置対象リストに記載された個人について入国と通過を禁止する措置が課され、同年5月1日、タリバン令附属書2に記載のすべての個人(申立人含む)に対し、スイスへの入国および同国の通過の禁止が適用された。なお、2002年9月10日にスイスは国連に加盟している。このような渡航禁止措置は、外国に囲まれた狭い飛び領土に居住する申立人に対して深刻な制約を構成することとなった。2005年4月27日のスイス連邦刑事裁判所決定を受け、申立人への疑いは根拠がないとしてスイス連邦検察官は捜査を打ち切った。

スイス連邦参事会から事件を付託されたスイス連邦裁判所は2007年11月の判決において以下の判

16) Partially Dissenting Opinion of Judge Poalelungi, Al-Jedda ECHR Judgment. 決議1546が採択されるに先立って、イラク暫定政府の首相と米国国務長官から書簡が国連安保理議長に対して送付された。この書簡において、米国国務長官は、イラクにおける多国籍軍のプレゼンスの継続に関するイラク政府の要請に言及しつつ、多国籍軍がイラクの安全の維持に引き続き寄与する用意があることを確認した上で、この目的のための多国籍軍の行動として、「安全上の絶対的理由(for imperative reasons of security)」から必要な場合は拘禁が用いられると指摘している。これらの書簡は決議1546に附属文書として掲載された。裁判所も判決中でこの事実を指摘している。Al-Jedda ECHR Judgment, paras.103-104.

17) Case of Nada v. Switzerland (Application no.10593/08), European Court of Human Rights, Grand Chamber, Judgment, 12 September 2012. 本件の評釈として、丸山政己「判例評釈 国連安全保障理事会決議に基づく狙い撃ち制裁の実施と欧州人権条約上の義務——Nada対スイス事件(欧州人権裁判所大法廷2012年9月12日判決)——」『山形大学法政論叢』第56号(2013年)35-62頁。

断を示した。国連憲章第25条と第103条により、安保理決議から生じる義務を含めた憲章義務は国連加盟国の国内法および他の国際協定に基く義務に優先する。加盟国は、安保理決定が実体的な面で国連憲章と両立しないという理由で憲章義務を回避することは許されていない (paras.41-43)。本件では安保理決定と欧州人権条約および自由権規約との間に抵触が存在するが、抵触が条約解釈の規則により解消されない場合、国際法規範の階層性 (第103条) に着目する。もし欧州人権条約の締約国の国内裁判所が基本的権利の保護のために制裁を無視することができれば、制裁の均一的実施が危うくなるだろう (para.45)¹⁸⁾。

安保理の手続は、措置対象リストからの除外に関して制裁委員会に対する個人の直接のアクセスを認めた決議1730 (2006) により発展がみられるが、依然として人権保護の観点からは相当の欠点を抱えている (para.49)。しかし、関連する安保理決議は、制裁の実施において厳格なアプローチをとる義務を課しており、加盟国は評価の余地を有していない。申立人に効果的な救済は存在しなかったが、スイス連邦裁判所は基本的権利の侵害を理由に制裁を排除することはできない。安保理における措置対象リストからの除外の手続は、裁判所へのアクセスの要請 (欧州人権条約第6条1項、自由権規約第14条1項) および効果的救済の要請 (欧州人権条約第13条、自由権規約第2条3項) の双方を満たしていない (para.50)。カンピオーネ・ディターリアの特殊な状況を勘案すると、スイスは、制裁緩和のために安保理決議において利用可能な手段を尽くす義務を負っている。 (para.52)。

判決後の2009年8月、申立人は安保理決議1730の手続に従ってリストからの削除の要請を行い、翌月、スイスは、司法警察による捜査が申立人とテロ組織との関係を示す証拠を提示しなかったことを確認する書簡を安保理制裁委員会に送付した。同月23日、申立人の名前は安保理の措置対象リストから削除された。これを受けて29日にはスイスのタリバン令の措置対象リストの改正が行われ、10月2日、この改正が発効した (paras.60-62)。

(2) 欧州人権裁判所判決

① ナダに対する措置の帰属

ナダは2008年2月19日に欧州人権裁判所へ申立を行い、大法廷は2012年9月12日に判決を下した。まず、先決的問題について、裁判所は、争われていた加盟国の措置が国連に帰属することを認めたベーラミ事件決定にふれつつ、この事件で問題となったKFOR (コソボ国際安全保障部隊) の行為は安保理により委任された権限によるものであるのに対し、本件で関連する決議1267などは、諸国に対し、諸国の名において行動しかつ国内レベルで決議を実施することを求めており、申立人により主張されている欧州人権条約の違反はスイスに帰属しうる。したがって、争われている措置は、欧州人権条約第1条にいうスイスの「管轄」の行使においてとられたものであった (paras.120-123)。

18) 安保理決定を実施する義務は国際法の強行規範により制限されるが、経済的自由、公正な裁判の保障、効果的救済についての権利などは強行規範ではない (paras.46-48)。

② 国連憲章第103条の優先と欧州人権条約第8条

第8条は、私生活および家族生活の尊重についての権利を定めている¹⁹⁾。申立人によれば、申立人に対する移動の自由の制限は、葬式や結婚式といった家族行事への参加を妨げ、私生活と家族生活についての権利を侵害した。さらに、スイスのタリバン令に附属するリストへの名前の掲載により、名誉および信用に損害がもたらされた。以上のことから、第8条の違反が存在する (paras.156-159)。

これに対し、裁判所は以下の判断を示した。スイスの措置は私生活と家族生活の尊重についての権利に対する干渉を構成する。カンピョーネ・ディターリアという他国領域に囲まれた地域から離れることを妨げる措置によって、同地域の外に住む友人や家族との交流を維持する権利を申立人が行使することがより困難になると予想された (paras.163-165)。

次に、この干渉が欧州人権条約第8条2項により正当化されるかどうかを判断する前に、検討の指針となる諸原則を確認する。確立した判例法によれば、欧州人権条約の締約国は第1条に基き、国内法の帰結によるものか、または国際的義務の遵守の必要性によるものかにかかわらず、すべての作為および不作為について責任を負う。欧州人権条約を（他の国際的諸規範から）隔絶した状態で解釈することはできず、国際法の一般的諸原則との調和において解釈しなければならない。条約法条約第31条3項(c)が規定する「国際法の関連規則」を考慮しなければならない。2つの異なる義務は、それらが現行の法に十分に合致する効果を生み出すように可能な限り調和されなければならない (paras.167-170)。

前述のアル・ジェッダ事件判決は、国連憲章第1条3項の規定などから、安保理は「人権の基本的諸原則に違反する義務を加盟国に課す意図を有していないという推定」が存在すると述べた。この事件で扱われた決議1546の文言は、問題となった拘禁措置について具体的に言及しているわけではない。しかし、本件に関係する決議1390は、諸国に対し、国連のリストに掲載されている個人の自国領域への入国および自国領域の通過を防止することを明示的に求めている。この決議において用いられた、「人権を侵害しうる措置をとる義務を課す明瞭かつ明示的な文言を考慮すると、上述の推定は本件において覆される」 (paras.171-172)。

では、スイスの措置は第8条2項の規定により正当化されるか。当該措置は、スイスの「国の安全」と「公共の安全」にも寄与しうるものであり、同2項にいう正当な目的を追求するものであることは認められる (para.174)。

次に、スイスによる制限措置は、第8条2項にいう「民主的社会において必要」であったといえるかどうか。国連憲章において、加盟国は結果の義務を課されており、決議を実施する手段の選択が委ねられている。決議1390の本文第2項(b)は、入国および通過の防止は入国および通過が「司法手続を履行するために必要」であった場合には適用されないと規定し、本文第8項は、「すべての国

19) 第8条1項は「すべての者は、その私的及び家族生活、住居及び通信の尊重を受ける権利を有する」とし、2項は「この権利の行使については、法律に基づき、かつ、国の安全、公共の安全若しくは国の経済的福利のため、また、無秩序若しくは犯罪の防止のため、健康若しくは道徳の保護のため、又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社会においては必要なもの以外のいかなる公の機関による干渉もあってはならない」と定める。訳は、田中、薬師寺、坂元『前掲書』（注9）251-252頁。

に対し、……適当な場合には (where appropriate)、立法措置又は行政措置を通じて、自国民及び自国領域において活動するその他の個人又は団体に対し自国の法令又は規制の下で課される措置を実施及び強化するために迅速な行動」をとることを促している。この「適当な場合には」という文言は、国家に対し、決議の実施について一定の柔軟性を与える効果を有していた。つまり、スイスは決議の実施において一定の裁量を有していた (paras.175-178)。

このようなスイスの裁量を前提とした上で、スイスによる干渉が条約第8条にいう「民主的社会において必要」であるか否かは、干渉が追及される正当な目的と比例しているかどうか、干渉を正当化するために国家当局から提示された理由が「関連性がありかつ十分 (relevant and sufficient)」かどうかなどによって判断される (para.181)。申立人が国際テロリズムに関与していたという疑いはイタリアおよびスイスによって行われた捜査結果によって裏づけられず、スイスは、2005年5月の捜査終了を2009年9月2日まで制裁委員会に通知していなかった。より迅速に通知していれば、より早い段階で申立人の名前は措置対象リストから除外され、第8条に基く権利が制限された期間も著しく減少したであろう (paras.187-188)。さらに、スイスは本事件における事実、特に、カンピオーネ・ディターリアの独特の地理的状況、課された措置の期間、申立人の国籍、年齢、健康を十分に考慮していなかった。安保理決議の実施について国家は裁量を有していることから、関連決議に規定された制裁への遵守を逃れることなく、私生活と家族生活に対する干渉を回避するために、申立人へ適用可能な制裁レジームを一定の程度において緩和する (alleviation) ことは可能であった (para.195)。

「人権と基本的自由の集団的実施のための条約という、欧州人権条約の特別な性格」に照らして考えると、スイスは制裁レジームを申立人の事情に適合させるようすべての可能な措置をとったことを裁判所に説得すべきであった。スイスからは、欧州人権条約に基く義務と国連憲章に基く義務の階層性の問題が提起されたが、以上の判断により、裁判所はこの問題について決定を行う必要がない。スイスがそれらの義務の調和を可能な限り試みたということを示すことができなかった点が重要である (paras.196-197)。

したがって、私生活および家族生活の尊重についての権利に対する干渉は、比例性の要件を満たしておらず、第8条の違反が存在する²⁰⁾。

③ 欧州人権条約第13条の違反

欧州人権条約第13条は「この条約に定める権利及び自由を侵害された者」は「国の機関の前において効果的な救済措置を受ける」と規定している。申立人はスイスのタリバン令のリストから自己の名前を削除するよう国家当局に訴えることができたが、関連当局は、申立人の主張の実体を審査しなかった。特にスイス連邦裁判所は、制裁が人権を尊重していないとの理由で制裁を解除するこ

20) 申立人は、タリバン令に附属するリストへの名前の掲載は名誉と信用への侵害であると主張していたが、裁判所はこの主張を別個に検討する必要はないとした (para.199)。Rozakis, Spielmann および Berro-Lefèvre 裁判官の意見は、この点は申立人の主張の構成部分の一部をなすとして、裁判所の判断を批判している。Concurring Opinion of Judge Rozakis Joined by Judges Spielmann and Berro-Lefèvre, Nada ECHR Judgment.

とはできないとの見解を示した。欧州司法裁判所はカディ事件判決において、安保理決議を実施することが措置の目的であるという事実から、「争われている規則の内部的適法性の司法審査が排除されるというのは、国際連合における国際法秩序を規律する諸原則の帰結ではない」と述べた。この議論は必要な変更を加えて、スイスのタリバン令の人権条約への適合性に関するスイス当局の審査についても適用される。申立人は、タリバン令に附属するリストから自己の名前を削除するための効果的な救済手段を持たなかった。したがって、第8条と合わせて第13条の違反が存在する (paras.209-214)。

以上の判決については、特に、スイスは決議の実施方法において一定の裁量を有していたという裁判所の議論に対する批判がある²¹⁾。いずれにせよ、裁判所は、判決の中心をなす第8条の検討において、アル・ジェッダ事件判決で展開した推定的調和の法理を覆しつつも、なお、関連する諸規範の調和性を強調し、第8条の違反を認定したのである²²⁾。

Ⅳ 欧州人権裁判所の諸判決の論理構成と国連憲章第103条の位置づけ

(1) 欧州人権裁判所判決の論理構成の特徴

アル・ジェッダ事件、ナダ事件のいずれにおいても、国連憲章第103条の優先が問われたが、欧州人権裁判所は同条の適用を認めず、問題となった国家の措置が欧州人権条約に違反することを認定した。

これらの判決における裁判所の論理構成は、大きく2段階に分けて理解することができる。第1に、条約法条約第31条3項(c)において定められた、条約の解釈に際して考慮される「当事国の間の関係において適用される国際法の関連規則」に言及しつつ、裁判所が任務の直接の対象とする欧州人権条約以外の国際文書である国連憲章や安保理決議を詳細な検討の対象とすることである。アル・ジェッダ事件において、裁判所は、憲章第103条にふれつつ、英国による欧州人権条約第5条1項の違反を認定するために、国連憲章第1条3項を根拠に安保理決議1546においてなされた授權の射程を明らかにした。また、ナダ事件においては、スイスによる人権条約第8条の違反を認定する前提として、安保理決議1390の本文第2項や第8項の文言を分析し、決議を実施する国家の裁量を認めた。裁判所はアル・ジェッダ事件判決において、「国連憲章や他の国際的文書の諸規定の意味を有権的に明らかにしようとすることは裁判所の役割ではない」としつつも (para.76)、国連憲章と安保理決議の法的内容を詳細な検討の後に明らかにしている。

第2に、このように広範に自らの検討対象をとらえた上で、国連憲章および安保理決議と欧州人

21) Bratza, Nicolaou および Yudkivska 裁判官の意見と Malinverni 裁判官の意見によれば、決議1390の本文第8項における「適当な場合には」という文言は、立法措置か行政措置かの選択を与えているのであって、措置の実施を規定した同決議2項の文言に十分な効果を与える国家の義務に関して裁量を認めているわけではないという。Joint Concurring Opinion of Judges Bratza, Nicolaus and Yudkivska, Nada ECHR Judgment, para.6; Opinion Concordante du Juge Malinverni, *ibid.*, para.4. 同様の指摘に、M. Milanović, “European Court Decides Nada v. Switzerland”, EJIL: *Talk!*, available at <<http://www.ejiltalk.org/european-court-decides-nada-v-switzerland/>>.

22) 欧州人権条約第5条、第3条および第9条については、受理可能性が否定された (paras.234 and 237).

権条約との関係を調和的に理解することである。アル・ジェッダ事件において、裁判所は国連憲章第1条3項を手掛かりに安保理の授權における国際人権法の遵守を推定し、英国の拘禁措置は授權により正当化されないとした。ナダ事件では、裁判所は、安保理決議1390においてこの推定を覆すに足る「明瞭かつ明示的な文言」が存在すると認定したものの、安保理決議がスイスに決議の実施について裁量を認めていること、欧州人権条約が「特別な性格」を有していることなどを根拠として、スイスには人権条約上の義務と安保理決議の義務の調和が求められるが、それを怠ったという理由でスイスの義務違反を認定した。裁判所は、諸規範の関係の調和性を2重に示したのである。裁判所は、ナダ事件判決でこの調和性を示すいずれの箇所においても、国際法における規範間の調和の意義を指摘した国連国際法委員会の研究部会報告書を参照していることは注目される (paras.170 and 197)²³⁾。

以上の欧州人権裁判所の論理構成は、共同体法を自律的な存在にとらえ、2元論を展開することにより第103条の影響を遮断した欧州司法裁判所のカディ判決や、国連憲章第103条について明示的に言及することなく自由権規約の違反を認定した規約人権委員会のサヤディ事件見解とは異なったものである²⁴⁾。欧州人権裁判所は欧州人権条約のみならず、関連規則である国連憲章第103条を含めた国連文書を視野に入れた上で、国際法におけるより一般的な視点に立って欧州人権条約の防御を企図しているのである。

もとよりこのような裁判所の姿勢は、従前の判例からすると決して不可解なものではない。これまでも、裁判所は、国際法における体系的統合 (systemic integration) を示すとみられている条約法条約第31条3項(c)をしばしば引用している。「ヨーロッパ人権裁判所は、おそらくは条約法条約31条3(c)が明文で引用されることがもっとも多い司法機関であり、また、そこで参照される「国際法の関連規則」がきわめて多様であることでも注目される」とすら指摘されている²⁵⁾。第103条の問題を視野の外に置く論法は、これまでの裁判所の姿勢と合致するものではなく、採用する余地はそもそもなかったと考えられるのである。

(2) 規範の調和と国連憲章第103条の位置づけ

では、裁判所のこのような議論は国連憲章第103条の位置づけにどのような影響を与えるのだろうか。第103条は義務と義務との「抵触」の場合に国連憲章に基く義務が優先すると規定している。国際法一般における規範抵触の定義については、例えば、一方の規範が他方の規範の違反をもたらす

23) 国際法のフラグメンテーションの検討を行った国際法委員会の研究部会報告書は、国際法の「調和 (harmonization)」に言及し、国際法においては規範抵触に反する強い推定が存在すると述べている。Report of the Study Group of the International Law Commission, A/CN.4/L.682, 13 April 2006, p.25, para.37; Conclusions of the work of the Study Group on the Fragmentation of International Law: Difficulties arising from the Diversification and Expansion of International Law, 2006, para.4.

24) もちろん共通点もある。欧州司法裁判所カディ事件判決では、安保理決議を実施する上で加盟国は裁量を持つことが指摘されているが、こうした裁量については、アル・ジェッダ事件判決およびナダ事件判決においても言及されている。裁量論の意義について、小畑「前掲論文」(注2) 10-11頁。また、ナダ事件判決においては、スイスの国内法秩序と欧州人権条約第13条という限定的な文脈においてはあがあるが、カディ定式が導入されている。

25) 松井芳郎「条約解釈における統合の原理——条約法条約31条3(c)を中心に——」坂元茂樹編『国際立法の最前線 (藤田久一先生古稀記念)』(有信堂、2009年) 127頁。

場合に2つの規範は抵触関係にある、と主張するものが存在するが²⁶⁾、国連憲章第103条にいう「抵触」の厳密な定義について見解の一致があるわけではない。けれども、国連憲章と他の条約（ここでは欧州人権条約）との関係が、推定的調和などの手法を用いて調和的に理解されれば、少なくとも当該問題に関連しては、両条約間に抵触が存在しなくなることは否定のしようがなく、国連憲章と他の国際協定の「抵触」における憲章の優先を定めた第103条の出番は奪われることになる。

Paulus と Leiß は、規範抵触を回避するための手法が第103条の位置づけに与える影響について、次のような考察を行っている。国際法に基く義務を排除する（set aside）という第103条の例外的な性格を考慮すると、同条は「残余的な（residual）」性質を持つにすぎない。すなわち、国連憲章と他の国際協定との非両立性の認定を回避するため、条約法条約第31条3項(c)に示された「体系的統合」や、「両立性の推定（presumption of compatibility）」といった規範抵触を回避するための手法が適用されなければならない、そうした試みが尽くされた後にはじめて第103条が用いられるのである²⁷⁾。第103条は国連憲章の中心的規範であり、国連加盟国間のすべての国際協定に対する憲章の優先を規定している。けれども、適用可能な一般国際法に照らした国連憲章および国連決議の適切な解釈、さらには国連憲章に照らした通常の国際法の適切な解釈により、第103条という「棍棒（big stick）」の使用は稀なものになるであろう²⁸⁾。

つまり、第103条の規定する強力な効果は抵触回避の手法によって抑制され、同条は2次的な位置づけへと封じ込められるというのである。彼らはこの手法が用いられた例として欧州人権裁判所のアル・ジェッダ事件判決をあげているが、この傾向はナダ事件判決でも引き継がれているのはすでに見た通りである。

欧州人権裁判所がこのような手法を導入する一因として以下の事情を指摘することができる。欧州人権秩序の守護者たる欧州人権裁判所が、第103条に規定された優先を簡単に肯定し、人権法に対する安保理決議の優位を認めることができないのは当然であろう。しかし、第103条は、国連憲章に基く義務が「他のいずれかの国際協定に基く義務」に優先すると規定しており、この「他のいずれかの国際協定」という文言の中に優先の例外となる条約の類型を読み込むのは困難であると学説からは指摘されており²⁹⁾、本稿の「Ⅱ」で検討したように、アル・ジェッダ事件英国貴族院においてBingham 判事も同様の判断を下している。つまり、現在の議論状況からすると、第103条の優先の例外的な条約類型として人権条約を位置づけるというのは非常に困難である。

しかしながら、2元論を展開した欧州司法裁判所のカディ事件判決や、第103条に言及することなく結論を出した自由権規約委員会のサヤディ事件見解のように、それぞれの任務の対象である条約を解釈するにあたって、同条を検討範囲の外に置くことはできない。条約法条約第31条3項(c)を用

26) J. Pauwelyn, *Conflict of Norms in Public International Law: How WTO Law Relates to Other Rules of International Law* (Cambridge U.P., 2003), pp.175-176.

27) A. Paulus and J. R. Leiß "Article 103", in B. Simma, D-E Khan, G. Nolte and A. Paulus (eds.), *The Charter of the United Nations: A Commentary*, Vol.2 (3 ed., Oxford U.P., 2012), pp.2118-2121.

28) *Ibid.*, pp.2136-2137

29) *Ibid.*, p.2129.

いて様々な「国際法の関連規則」を考慮するのがこれまでの欧州人権裁判所の論法であったからである。この点を勘案しつつもなお欧州人権条約を防御するために、裁判所は、問題となる規範の関係を調和的にとらえ、「抵触」の認定を回避することにより、第103条の適用を否定した。こうすれば、同条の存在を視野の外に置くことなくその影響を遮断することができる。換言すれば、第103条が「国際法の関連規則」であり、欧州人権条約の適用を行うにあたって裁判所が考慮に入れるべき存在であるとしても、その適用要件が満たされていないのであれば第103条の優先は問題とならないのである。ナダ事件において裁判所が述べたように、「一方における欧州人権条約の締約国が条約に基き負う義務と、他方における国連憲章から生じる義務との間の階層性の問題について、裁判所は判断を行う必要がない」ということになる (para.197)。

(3) 欧州人権裁判所の論理構成の限界

以上の欧州人権裁判所の手法は、もちろん万能ではなく、明らかな限界がある。すなわち、あらゆる場合に諸規範の関係を調和的に理解することが可能なわけではない。国際法のフラグメンテーションに関する前述の国際法委員会研究部報告書によれば、多くの場合、規範間の調和は規範抵触について受け入れ可能な結論をもたらすが、調和にも明らかな限界が存在する。すなわち、表面上の抵触 (apparent conflicts) を解消することはできても、真正の抵触 (genuine conflicts) を解消することはできない。当事者間において、調和への意思が存在する限りでいかなるものも調和しうが、当事者のそれぞれの立場に大きな隔たりがあるためにそのような意思が存在しないのであれば、調整による解決には限界が存在するという³⁰⁾。

さらに、研究部会報告書の後に採択された国際法委員会の「結論」は、国連憲章第103条と国際法における調和との関係について、次のように述べている。複数の規範が1つの問題について関係する際は、可能な限りそれらの規範が両立する義務を生み出すように解釈されるべきであるということとは、一般的に受け入れられた原則である³¹⁾。国連憲章や強行規範といった国際法の階層において優位性を持つ規範と他の国際法規範が抵触するときは、後者は可能な限り前者と合致するような形で解釈されるべきであるが、それが可能でないなら、優位性を持つ規範が優先する³²⁾。

つまり、国際法の諸規範における調和性を強調したとしても、解釈によっては解消できない真正の抵触が生じた際には、国連憲章第103条に基く憲章義務の優先が作用する機会が生まれるということであろう。あらゆる手を尽くしてもなお規範間に調和的な関係を見いだせない場合、欧州人権条約に対する憲章第103条の優先という問題が再び姿を現すこととなる。その時に欧州人権裁判所はどのような判断を下すのであろうか。この問題は依然として残されているのである。

30) Report of the Study Group of the International Law Commission, *supra* note 23, p.27, para.42.

31) Conclusions of the work of the Study Group, *supra* note 23, para.4.

32) *Ibid.*, para.42.

おわりに

国連憲章第103条が平和維持を目的とする国連と国連安保理にとって極めて重要な規定であることは、国連創設当初から認識されていたし、現在もそれを争う立場はないだろう。しかし、現在のところ、第103条の適用は人権規則を実施する諸機関に十全に受けいれられておらず、本稿で検討した欧州人権裁判所においてもやはり適用は認められていない。

第103条の適用を必要とする国連安保理の強制措置は冷戦後、質的にも量的にも拡大を続けてきた。本稿で検討の対象としたアル・ジェッダ事件およびナダ事件も、国際テロリズムに関連して個人が措置の対象となった事例であり、個人の保護を求める国際人権法との軋轢が問題とされざるをえない。安保理の機能拡大に伴い第103条の適用対象の拡大が求められており、同条は、その射程が広範であるがゆえに、人権関連機関にとって非常に厄介な存在となっている。

ただし、欧州人権裁判所は、国連憲章第103条の役割を正面から否定したわけではないことには留意する必要がある。規範間の調和的な理解は、第103条の不適用により同条の効果を否定することにその意義があり、人権条約との関係において第103条の優先は機能しないという論法を裁判所が展開したわけではない。このような戦略を選択する裁判所の議論の中には、人権法の防衛に努めつつも国連の平和維持の任務を根本から否定してはならない、という苦心の跡を感じる。とりわけナダ事件判決はそうである。

国連憲章や安保理決議などに対する人権裁判所の個々の解釈論の妥当性は置くとしても、国際人権法に対する国連憲章第103条の優先という問題について、解釈論上のはっきりとした結論を示すのは必ずしも得策ではない、という立場はありうるだろう。抵触を回避する論法をとり続ける間に、安保理の手続の改善を含め、人権と平和の対立を解消する方途を国際社会が発見できれば、それも望ましい帰着点の1つであるといえる。いずれにしても、人権に関連する諸機関と国連安保理はそれぞれの任務を実施しつつも、なお互いの立場に配慮することが求められる。

(付記) 本稿は科学研究費補助金(若手研究(B)、課題番号25780033)による成果の一部である。

